

『史記』の日本伝来と受容

藤 田 勝 久

はじめに

漢代に司馬遷が著作した『史記』は、少なくとも奈良時代以前に日本に伝来し、今日にいたるまで多くの読者をえている。この日本の『史記』研究史をふりかえってみると、瀧川亀太郎『史記会注考証』史記総論や、池田四郎次郎著・池田英雄校訂増補『史記研究書目解題稿本』（明德出版社、1978年）のように中国・日本の著作を位置づけた業績があり、また池田四郎次郎「我邦に於ける史記の価値」（二松大学雑誌『二松』2、1932年）、池田英雄「著作より見たる本邦先哲の史記研究—古今伝承1300年間の消長」（『大東文化大学創立六十周年記念中国学論集』所収、1984年）、池田英雄、張新科・朱曉琳訳「從著作看日本先哲的《史記》研究—古今伝承1300年間の變遷」（『唐都学刊』1993年4期）に、その大勢が述べられている。私は、先に「日本の『史記』研究」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編7、1999年）で、とくに戦後日本の研究を中心に『史記』の受容を概観したが、ここではあらためて『史記』の伝来について考えてみたい。

そのとき、つぎのような点に留意しておきたい。まず一に、日本における『史記』の受容を通史的に把握する必要性である。たとえば日本の漢文学史は、その概略が明らかになっており、また古鈔本・版本とその注釈は水沢利忠『史記会注考証校補』巻八・九「史記之文献学的研究」の考証のほか、『史記』の書誌

学的な個別論文によってうかがうことができる。しかし各時代を通じて、『史記』の注釈・研究が、どのような方法で進められ、どのような特色があるかということ、年代順に理解することは、中国史学史として新たな意義をもつとおもわれる。

二に、『史記』受容の特色を知るためには、個別の考察だけでは不十分であり、少なくとも経書・歴史書・諸子をふくめ、他の漢籍輸入と普及状況とを比較する視点があるとおもわれる。つまり中国から『史記』が輸入され、のちに注釈・研究がすすみ、和刻本や翻訳を刊行する経過には他の漢籍との共通点が見出せるからであり、これらの漢籍受容史とのかかわりにおいて『史記』の受容を考えるべきであろう。とくに『漢書』との関係は、各時代による受容を比較できるという観点からも大切であり、さらには他の史書や『春秋左氏伝』『戦国策』などとも関連する。

なお日本の『史記』受容史を考えるには、そのテキストの系統をふまえておく必要があるが、これについては簡単な概略にとどめ、詳細は日本における『史記』古鈔本と版本の研究を参照されたい。

1 『史記』『漢書』の成立

『史記』の成立

日本への『史記』の伝来を考えるまえに、まず『史記』がどのような形態で成立し、周辺諸地域に普及していったかを概観しておこう。これについては、内藤湖南『支那史学史』（弘文堂、1949年。復刊、平凡社東洋文庫、1992年）があり、近年では張新科・俞樟華『史記研究史略』（三秦出版社、1990年）、佐藤武敏『司馬遷の研究』（汲古書院、1997年）などが基本的な問題を論じており参考となる。

『史記』は、前漢武帝（前141～87在位）の時代に、司馬遷が父・司馬談のあとを継いで著述を完成させたもので、当初の題名を《太史公書》という。その著述は、元封元年（前110）に司馬談が遺言で委託するまえに構想され、部分的

に執筆されていた篇がある。司馬遷は、元封3年(前108)に太史令となって父の構想を受け継ぎ、太初元年(前104)に太初曆を作成したあと、本格的に執筆をすすめている。しかし李陵が匈奴に捕らえられた事件を弁護して、天漢3年(前98)に刑罰を受けたが、その後に中書令となって著述を継続した。事件の経過と著述の目的は、『漢書』司馬遷伝や『文選』に収録された「任安に報ずる書」に詳しい。その完成は征和2年(前91)頃といわれ、太史公自序に総字数52万6,500字、全部で130篇と記している。

ところで当初に完成した《太史公書》は、どのような形態であったのであろうか。すでに前漢時代では、紙を素材とする断片が確認されているが、まだ紙は書写材料となっていなかった。そのため当時の書籍は、竹簡(竹片)・木牘(木片)、帛書(白絹)に書写されていた。近年中国では、戦国・秦漢時代の遺跡や墓の中から、簡牘・帛書に記された文書・書籍などの実物が発見されている。この状況は、大庭脩『木簡学入門』(講談社学術文庫, 1984年)に概説があり、これらの出土文字資料と比較すれば《太史公書》の分量と形態の推測が可能になる。

たとえば藤田勝久『史記戦国史料の研究』(東京大学出版会, 1997年)の整理によれば、戦国楚墓の出土文字資料は竹簡に書かれ、長いもので約60~70センチ近いものがある。しかし雲夢睡虎地秦墓竹簡は、一般に約24センチで、これは漢代の約1尺にあたる。また甘肅省の漢代防衛遺跡から出土した居延漢簡は、木を材料とした木牘の文書が多い。したがって秦漢時代の竹簡・木牘を基準にして、1簡あたり約30~40字を書写すると仮定すれば、《太史公書》52万6,500字は、約1万7,550~1万3,160簡となる。また平均1簡あたりの本数は、約135~100簡となる。そこで《太史公書》が、もし竹簡に書写されたとすれば、100簡前後の竹簡を冊書の形態に編んで1篇とし、全部あわせて1壁面の棚に収納できる分量となる。

また帛書の例は、馬王堆3号漢墓に副葬された書籍類がある。この帛書は漆箱に入れられ、その中に『史記』に類似する書籍として、『戦国縦横家書』と呼ばれる戦国故事27篇の輯本があった。その形態は、縦約23センチ、横幅192セ

センチの絹帛に、全部で約1万1,000字が記されていた。そこでもし《太史公書》が、同じように帛書に消書されたとすれば、その分量は『戦国縦横家書』の約50倍となり、折りたためば厚さ20センチの漆箱に納まると推定できる。ただしこの帛書は、長沙国丞相の息子である貴族が所有したケースである。したがって出土書籍の形態からみれば、一般には簡牘の形態が多く、当初の《太史公書》の編纂作業も竹簡によって行われたことが想定されよう。

完成後の評価

著述が完成したあとは、太史公自序に「蔵之名山。副在京師」といい、少なくとも正本・副本が作られたようである。しかし《太史公書》が知られるようになるのは、『漢書』司馬遷伝によれば宣帝（前73～49在位）のときである。

遷既死後。其書稍出。宣帝時。遷外孫平通侯楊惲祖述其書。遂宣布焉。至王莽時。求封遷後。爲史通子。

つまり《太史公書》は司馬遷の死後、しだいに世に出たが、とくに宣帝期に外孫の楊惲よううんが祖述してから以降に広まったと伝える。また宣帝期には、桓寛が著した『塩鉄論』に《太史公書》の一部を引用している。『塩鉄論』は、武帝の時代に実施された塩・鉄・酒の専売政策などについて、昭帝始元6年（前81）に丞相・御史大夫など政府側と、文学・賢良など知識人たちとの論争を記したものであるが、その毀学篇第18に「大夫曰。司馬子言。天下穰穰皆爲利往」とあり、司馬遷の言として貨殖列伝の語を引いている。ここに御史大夫の桑弘羊が、《太史公書》の一部を見たことがわかる。また元帝・成帝のときの人、褚少孫ちよしょうは《太史公書》を読み一部を補足したが、その事情を卷128 龜策列伝まんの末に記している。これもまた長安城内の宮殿に、著書が存在した様子がうかがえよう。

褚先生曰。臣以通經術。受業博士。治春秋。以高弟爲郎。幸得宿衛。出入宮殿中十有余年。竊好太史公傳。太史公伝曰。……故作龜策列伝。臣往來長安中。求龜策列伝不能得。

このような状況で、前漢末の成帝（前33～7在位）のとき天下の書籍が収集

され、王室図書の整理が行われた。『漢書』芸文志の序文によると、光禄大夫の劉向が中心となって、図書を校訂して定本を作り、さらに劉向の死後は子の劉歆があとを継いで、書籍の要点を記した『七略』を著した。そのとき図書は、六芸略、諸子略、詩賦略、兵書略、数術略、方技略の6分類とされ、《太史公書》は六芸略の「春秋家」に入れられていた。

太史公百三十篇。十篇有録無書。馮商所統太史公七篇。

以上のように《太史公書》は、宣帝期以降に世に知られるようになり、成帝期には経書にあたる図書として王室の書庫に保存されていた。そのとき太史公自序と『漢書』芸文志ともに「百三十篇」といい、巻数を記さないことから、先人が指摘するように簡牘を基準とした整理が行われたものであろう。ただしこの時には、10篇が目録だけで本文が失われたといわれ、注に引く三国魏の張晏はその篇名（景紀、武紀、礼書、楽書、兵書、漢興以来将相年表、日者列伝、三王世家、龜策列伝、傳斬列伝）をあげている。しかし今日では、孝武（今上）本紀が封禪書によって補われたほか、他の諸篇は司馬遷かあるいは後人によって残されたのみなされ、それが『史記』130巻として伝えられている。

この時期に注目されるのは、諸侯王に《太史公書》の書写を許可するかどうかという議論である。『漢書』宣元六王伝には、成帝期に東平王の劉宇が来朝して、諸子と《太史公書》の書写を求めたところ、この書には戦国時代の合縦連衡の策謀や、漢初の謀臣の奇策、天官の災異、地形の要害などを記すという反対論のため、天子は与えることを許可しなかったという。ここから《太史公書》は、長安の官府には所蔵しても、さまざまな教訓を記した危険な書として諸侯に写本が渡されず、後世の歴史書とは異なる性質がうかがえよう。そして『漢書』芸文志の分類でも、後世の「史」という分野が確立していないと指摘されている。

『史記』と『漢書』

それでは《太史公書》は、いつごろから『史記』という名称になり、また史書として認識されたのだろうか。これについては《太史公書》のあとをつづい

て、著述をすすめた人々が注目されている。すでに補足をした人物としては博士の褚少孫があり、また『漢書』芸文志には待詔であった馮商の『太史公七篇』を収録し、韋昭注によれば詔を受けて続編を作成したと伝えている。このほかにも楊雄、劉歆などの人物が、《太史公書》以後の叙述をしたといわれ、また王莽（後9～23）のときには、司馬遷の後裔を探して封じ「史通子」と称しているから、その歴史叙述の評価がうかがえよう。しかしもっとも著名なのは、後漢の班彪・班固の父子である。

班彪は、《太史公書》の太初以後を書きつぐ楊雄・劉歆らの人々を不足として、前史の遺事を採り、異聞を集めて「後伝数十篇」を作成した。そして独自の論評から、本紀・列伝のみとして世家を除く構成としている。しかし光武帝の建武30年(54)に彪が亡くなり、子の班固が郷里に帰って著述をつづけようとしたが、明帝期に国史を改作するものという密告があり、かれは京兆尹の獄につながれ家書は没収された。このとき弟の班超は、兄が獄死することを恐れて上書したため、班固は校書部に召されて蘭台令史となり、他の同僚と一緒に後漢の世祖本紀を作成し、のち校書郎となって功臣など人物の事績を論じて、列伝・載記28篇を作って上奏した。このあと皇帝に著述を許され、永平年間から章帝の建初年間まで約20余年にわたって『漢書』の完成に努めた。ただし班固は、永元4年(92)に獄中で亡くなるが、そのとき著述は未完であつたらしく、さらに妹の班昭が『漢書』の講読を行うほか、詔によって馬統らとともに表8巻と天文志1巻を作成して完成させ、それが今日に『漢書』100巻として伝えられている。

このように『漢書』にいたって、はじめて官撰の歴史書が成立したが、それは形式の上で《太史公書》の記述を継承するものであつた。そして《太史公書》が紀伝体、通史の体裁であるのに対し、『漢書』は紀伝体、断代史(漢王朝一代史)の体裁をもつものとして、中国歴史書の模範となっている。そのとき班彪・班固は、論贊で司馬遷と《太史公書》の評価を記し、劉向・楊雄たちが司馬遷に「良史の才」があると認め、著作の内容は「実録」にあたると言っている。ここから後漢時代には、《太史公書》の性格を歴史書と認めていることがうかが

える。

『史記』という名称は、佐藤武敏「『史記』の体裁上の特色」（『司馬遷の研究』汲古書院、1997年）によれば、後漢の靈帝期以降に初めてみえるというが、なお後漢から魏晋にかけて『太史公書』『太史公記』『太史記』などの呼称があった。そして『春秋』を意識した経書という位置づけから、しだいに歴史書として評価されるにしたがい『史記』という呼称が広まり、『隋書』経籍志などから『史記』が一般的になったといわれる。したがって司馬遷が著した《太史公書》は、前漢時代には経書の位置づけであったが、王莽期から後漢時代にかけて歴史書という認識が強まり、三国から魏晋南北朝をへて隋唐時代には『史記』『漢書』を正史の筆頭とする評価が定まったとみなされている。

2 『史記』の普及とその形態

敦煌漢簡の残簡をめぐって

つぎに『史記』が、漢王朝の内部と周辺地域に普及してゆく状況を考えてみよう。その一例として注目されるのは、オーレル・スタインが発掘した漢簡の「史記残簡」である。

1906～08年にかけてスタインは、第二次中央アジア探検で大量の簡牘を発見したが、その中に T. IV. i 301 の番号をもつ木簡があり、羅振玉・王国維編『流沙墜簡』（京都、1914年）は、これを「簡牘遺文」に分類している。その内容は、『史記』滑稽列伝の淳于髡の話に似ており、これが「史記残簡」とみなされるものである。そこでもしこの残簡が、滑稽列伝の文章であるなら、『史記』の一部は漢代敦煌郡に伝えられたことになる。ここで最初に、漢簡の中から公文書以外の書籍にあたる「遺文」を指摘したのは、たしかに優れた見識であるが、その後の研究がすすむと新たな状況が明らかになっている。

林梅村・李均明編『疏勒河流域出土漢簡』（文物出版社、1984年）は、疏勒河流域の漢代辺塞遺址の概略を紹介するとともに、出土漢簡の釈文を収録し、さらに出土地点の一覧表を作成している。これによって T. IV. b の烽隧の図が示

されただけでなく、同じく出土した200余枚の漢簡を比較できるようになった。すなわちこの烽隧は、永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎出版、1989年）の考察と比較すれば、ちょうど辺郡の候官の塞とよく似た構造をもち、これは漢代郡県の県レベルの城郭に相当する。そして漢簡のうち、紀年のある暦譜の年代は、地節、元康、神爵、五鳳年間であり、前漢宣帝期に集中している。そこで残簡が『史記』の一部とすれば、宣帝期までに敦煌郡管轄下の候官の塞に伝えられたことになるが、これは先の『史記』成立と写本の状況からみて不自然である。なぜなら宣帝期は、御史大夫が『史記』の一部を見ることがあり、司馬遷の外孫が祖述して広まることのあるとしても、なお長安城内の官庁を中心に知られる状況であって、その後も諸侯でさえ写本が許されない時代だからである。そのような時代に郡県の県レベルの役所に『史記』が伝わっていたとは考えられない。

もう一つは、大庭脩『大英図書館蔵敦煌漢簡』（同朋舎出版、1990年）の刊行による考証である。ここでは敦煌漢簡を新たに写真印刷し、釈文と解説を付けている。その釈文と、『史記』滑稽列伝の類似部分とを比較してつぎのように説明される。

1 久不相見萃然相党以驩道故以請語当此之時臣竊樂之飲至四五斗若耐男
(250)

2 若朋友交遊。久不相見。卒然相覩。歡然道故。私情相語。飲可五六斗徑醉矣。若乃州閩之会。男女雜座……。
(滑稽列伝)

つまり大庭脩氏は、両者には文字の違いが相当にあり、「だから司馬遷も参照したもっと古い物語の写本と考える方が妥当であろう」と推測し、『流沙墜簡』の再版では滑稽列伝に類文があると注記するとどめることを指摘する。この点を、もう少し補足してみよう。それは『史記』の編纂方法に関連する。

藤田『史記戦国史料の研究』によれば、司馬遷は秦本紀・戦国世家の編集にあたって、さまざまな先行する書写材料を利用していった。その主要なものは、紀年・系譜資料と記事資料である。記事資料には、『春秋左氏伝』と共通する資料や、戦国故事の輯本、説話資料、諸子などをふくみ、これに若干のコメント

を付けながら各篇を作成している。このような編集方法は、他の戦国列伝などにも共通するところがある。そこで『史記』滑稽列伝の淳于髡の条をみると、つぎのような構成をもっている。

威王八年。楚大発兵加齊。……〔淳于髡の進言〕。於是……。楚聞之。夜引兵而去。威王大説。置酒後宮。召髡賜之酒。問曰……。對曰……。威王曰……。髡曰……〔敦煌漢簡と類似の部分〕……。言不可極。極之而衰。以諷諫焉。齊王曰善。乃罷長夜之飲。以髡爲諸侯主客。宗室置酒。髡嘗在側。

この部分は、最初に「威王八年」という紀年を記し、そのあとに①淳于髡の機転による説話と、②齊王を諷める説話とで構成されている。最初の説話は、索隠引く『春秋後語』に別の用字を記すことから、戦国故事の一部とみなされる。そして後文に、漢簡の残簡をふくむ説話が記されているが、これは同じように先行する故事を利用して編集した可能性が高い。したがってこの場合は、《太史公書》が成立したあとの時代にも、司馬遷が使った材料と類似の故事を、敦煌郡の県レベルの官吏が書写した例とおもわれ、「史記残簡」とみなすことはできないのである。

『史記』写本の形態

それでは漢代以降の『史記』の普及を知る手がかりは、ほかにないのであろうか。『隋書』経籍志には、『漢書』芸文志の記述をふくめて、中国古代の書籍史が記されており、興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳攷』（汲古書院、1995年）は、その詳細な訳注である。

この経籍志の総序によると、後漢の光武帝・明帝・章帝の三代に、経学を重んじたため首都の洛陽に書籍が集まり、石室・蘭台の書庫は増加し、東觀・仁寿閣にも書籍を集めたという。後漢末の獻帝のとき、董卓の乱で長安に遷る際に、凶書の絹は軍人が帷とばりや囊ふくろに使ってしまい、長安にも車70台以上の書籍を運んだが、両都の混乱で書籍は失われたと記している。この記述によれば、後漢末の王朝凶書は「縑帛」に書写されていることになるが、必ずしも全てがそうではないようである。

というのは1996年7～11月にかけて、湖南省長沙市の古井戸から、数万点の簡牘資料が発見された。その内容は、三国呉の紀年をもつもので、嘉禾年間（232～238）ころの簡牘といわれる。とすれば三国呉の領域にある郡県では、その文書・帳簿などを簡牘に記していたのであり、この時代はまだ簡牘・帛書の併用時代ということになる。これは首都の図書とは異なる郡レベルの資料であり、また詳しい分析はこれからの作業であるが、少なくとも簡牘・帛書の併用がうかがえ、紙の普及はもう少し遅れることになるのであろう。これ以降の情勢は、関尾史郎『西域文書からみた中国史』（山川出版社、1998年）に概説されている。

これに対して『史記』ではないが、新疆ウイグル自治区吐魯番から出土した晋代の『三国志』写本によって、その後の写本の一形態が明らかになっている。その一例は、郭沫若「新疆新出土の晋人写本《三国志》残卷」（『文物』1972年8期）や、大川富士夫「古本『三国志』をめぐって」（『立正大学文学部論叢』62, 1978年）などで紹介され、そのほかの報告・研究は、中林史朗・渡邊義浩編著『三国志研究要覧』（新人物往来社、1996年）文献目録の史籍に収録されている。

いま新疆から出土した晋代の《三国志》残巻のうち、呉書の孫権伝を例とすれば、つぎのような特徴がある。まず紙に書写された残巻は、縦幅22.8センチ、長さ72.8センチで、上部と縦に罫線が引かれ、本文は句読点のない白文で書かれ、注は無い。この形態は、馬王堆帛書『老子』に罫線が引かれ、本文のみが書写される形式に近い。ただし竹簡を巻いて冊子とした一篇の形態や、帛書を折りたたんだ形態とは異なり、いわゆる卷子仕立ての無注本である。したがって晋代以降の『史記』『漢書』の写本は、おそらく同じように紙製で、卷子仕立ての無注本の形態で普及してゆくとおもわれる。そのとき《三国志》残巻は、西方の新疆に伝えられたものであったが、東方に伝えられる情勢に通じるものであろう。

3 『史記』『漢書』の注釈

『隋書』経籍志の分類

『史記』が日本に伝えられる以前の書籍については、『隋書』経籍志の目録が参考となる。その位置づけは、内藤湖南「支那目録学」（『内藤湖南全集』第11巻、筑摩書房、1970年）、倉石武四郎述『目録学』（汲古書院、1973年）、前掲『隋書経籍志詳攷』（汲古書院、1995年）などで説明されている。

『隋書』は、唐・貞観15年（645）～顕慶元年（656）にかけて編纂されたもので、経籍志の総序には古代から隋・唐時代までの書籍史を記している。その概略によると、魏晋の時代には図書を4部に分類することが始まっている。甲部は六芸・小学など、乙部は諸子・兵書・術数など、丙部は史記・旧事・皇覧簿・雑事、丁部は詩賦・図譜と出土資料の汲冢書がふくまれている。その後、南朝では東晋や宋・齊・梁で目録が作られ、図書が整理されたが、また北朝の北魏・北斉・北周でも図書の収集が行われた。そして隋の文帝の開皇3年（583）から図書の収集に努め、陳の滅亡後に図書の保存と整理がはかられた。その方法は、書籍の紙・墨が上質ではなく、書体も拙いものが多いため、能書家を召集して残欠を補い、正・副二本を作って宮中に所蔵した。またその他の書籍は、秘書閣・内閣・外閣に収めている。煬帝が即位すると、秘書閣の書物を50部に限って副本を作り、それを三品に分けた。そのほか洛陽の観文殿の東西に、甲（経部）・乙（史部）の書籍を収める東屋と、丙（子部）・丁（集部）の書籍を収める西屋を設けた。これが経・史・子・集の4分類として、後世に受け継がれている。

このうち史部は、正史からはじまり、古史、雑史、霸史、起居注、旧事篇、職官篇、儀注篇、刑法篇、雑伝、地理、譜系篇、簿録篇に分類している。さらに正史には、『史記』『漢書』以下の歴史書を収録している。この目録については、すでにつきぎのような点が指摘されている。一は、経史子集の4分類の中で、すでに「史」が独立した分類として成立していることである。これは隋代に始まるものではないが、史学の発展を示しており、『隋書』経籍志によって初めて

表1 『史記』の諸本

隋書・経籍志	日本国見在書目録	旧唐書・経籍志	新唐書・芸文志
史記130巻、目録1巻 漢中書令司馬遷撰 史記80巻 宋南中郎外兵參軍裴駰注	史記80巻 漢中書令司馬遷 宋南中郎外兵參軍裴駰集解	史記130巻 司馬遷作 又80巻 裴駰集解 又130巻 許子儒注	司馬遷史記 130巻 裴駰集解史記 80巻
史記音義12巻 宋中散大夫徐野民撰 史記音3巻 梁輕車録事參軍鄒誕生撰 古史考25巻 晋義陽亭侯譙周撰	史記音3巻 梁輕車録事參軍鄒誕生撰 史記音義20巻 唐大中大夫劉伯莊撰 古史考25巻 晋義陽亭侯譙周撰 史記索隱30巻 唐朝散大夫司馬貞撰 史記新論5巻 強蒙撰 太史公史記問1巻	史記音義13巻 徐広撰 史記音義3巻 鄒誕生撰 又30巻 劉伯莊撰 古史考25巻 譙周撰(雜史)	徐広史記音義 13巻 鄒誕生史記音 3巻 譙周古史考25巻 (雜史)

全体の編目がわかる。また二に、正史という位置づけがなされ、そこに『史記』が筆頭として挙げられている。そして三に、これらの題名から『史記』『漢書』などの注釈が発達したことが知られる点である。

表1、表2は、『隋書』経籍志の『史記』『漢書』に関する書籍を一覧したものである。このほか、後世の写本と比較するために、日本平安時代の藤原佐世『日本国見在書目録』（元慶8年、884～寛平年間 889-897）と、『旧唐書』経籍志（後晋・開運2年、945）、『新唐書』芸文志（宋・開宝6年、973～7年、974）の目録を付載している。これによって『史記』『漢書』のテキストと、その注釈の概略がうかがえよう。

まず『史記』のテキストには「史記130巻、目録1巻」があり、おそらくこれは無注本であろう。つぎに目録では、「史記80巻、宋南中郎外兵參軍裴駰注」がある。これは、①テキストとなる本文に裴駰の集解が組み込まれたものか、あるいは②『史記集解』の注本だけの場合が想定されるが、これについては後

表2 『漢書』の諸本

隋書・経籍志	日本国見在書目録	旧唐書・経籍志	新唐書・芸文志
漢書 115 卷 漢護軍班固撰 太山太守応劭集解	漢書 115 卷 漢護軍班固撰 太山太守応劭集解 又 120 卷 唐秘書監顔師固注	漢書 115 卷 班固作 又 120 卷 顔師固注 御銓定漢書 81 卷 郝処俊等撰	班固漢書 115 卷
漢書集解音義 24 卷 応劭撰		漢書集解音義 24 卷 応劭撰	応劭漢書集解 音義 24 卷
漢書音訓 1 卷 服虔撰		漢書音訓 1 卷 服虔撰	服虔漢書音訓 1 卷
漢書音義 7 卷 韋昭撰	漢書音義 3 卷	漢書音義 7 卷 韋昭撰	韋昭漢書音義 7 卷
漢書音 2 卷 梁・劉顛撰 漢書音 2 卷 夏侯詠撰		漢書音 2 卷 夏侯詠撰	夏侯詠漢書音 2 卷
漢書音義 12 卷 国子博士蕭該撰 漢書音 12 卷 隋太子勇令包愷等撰	漢書音義 12 卷 隋国子博士蕭該撰 漢書音 12 卷 隋隋太子男令包愷等撰	又 12 卷 蕭該撰 又 12 卷 包愷撰	蕭該漢書音 12 卷 包愷漢書音 12 卷
漢書集注 13 卷 晋灼撰		漢書集注 14 卷 晋灼注	晋灼漢書集注 14 卷
漢書注 1 卷 齐金紫光禄大夫陸澄撰		漢書新注 1 卷 陸澄撰	陸澄漢書新注 1 卷
漢書統訓 3 卷 梁平北諮議參軍韋稜撰		漢書統訓 2 卷 韋稜撰	韋稜漢書統訓 2 卷
漢書訓纂 30 卷 陳吏部尚書姚察撰	漢書訓纂 30 卷 陳吏部尚書姚察撰	漢書訓纂 30 卷 姚察撰	姚察漢書訓纂 30 卷
漢書集解 1 卷 姚察撰			
論前漢事 1 卷 蜀丞相諸葛亮撰			諸葛亮論前漢事 1 卷
漢書駁議 2 卷 晋安北將軍劉宝撰		漢書駁議 2 卷 劉宝撰	劉宝漢書駁議 2 卷
定漢書疑 2 卷 姚察撰			
漢書叙伝 5 卷 項岱撰		漢書叙伝 5 卷 項岱撰	項岱漢書叙伝 8 卷
漢疏 4 卷 (*) 梁有漢書孟康音 9 卷(亡) 他の漢書注 3 書(並亡)		漢書音義 9 卷 孟康撰	孟康漢書音義 9 卷

にふれることにする。

また『史記』の注釈には、徐野民の「史記音義 12 卷」、鄒誕生の「史記音 3 卷」があり、関連する注釈として譙周の「古史考 25 卷」などがある。これらは決して多いとはいえないであろう。ところが、これに対して『漢書』のテキストと注釈は、『史記』の数をはるかに凌いでいる。

『漢書』のテキストには、「漢書 115 卷、漢護軍班固撰、太山太守応劭集解」があり、これは本文のほか、すでに応劭の集解が組み込まれている。音義に関する書籍には、応劭の「漢書集解音義 24 卷」、服虔の「漢書音訓 1 卷」、韋昭の「漢書音義 7 卷」のほか、「漢書音 2 卷」2 種、「漢書音義 12 卷」「漢書音 12 卷」がある。また注釈には、晋灼の「漢書集注 13 卷」のほか、8 種類の書籍と、「漢疏 4 卷」の存在を伝えている。このように『漢書』の音義と注釈が多いのは、すでに指摘されているように、この時代では『史記』よりも『漢書』の評価が高いことを反映するものであろう。そしてまた『漢書』以降の正史は、『漢書』の紀伝体・断代史の形式を受け継いでいる。

このように隋代までは、『史記』よりも『漢書』の注釈が多く作られており、これは周辺諸地域に歴史書が伝播する際にも影響するとおもわれる。しかし『史記』にかぎっていえば、先にみた『史記』130 卷本か、あるいは裴駰の『史記』80 卷本が中心となる。そこで問題となるのは、『史記』80 卷本がテキストと注釈をふくむものか、あるいは注釈だけの書籍かということである。

『史記集解』八十卷本について

この問題は、すでに王鳴盛『十七史商榷』巻 1 「史記集解分八十卷」で議論しているが、沢谷昭次「裴駰の『史記集解』は八十卷本であった」ということについて（1992、のち『中国史書論攷』汲古書院、1998 年）は、さらにその考証をすすめたものである。

沢谷氏は、『漢書』芸文志の「太史公 130 篇」から『隋書』経籍志の「史記 130 卷」という表記を、卷子本の形態への変化と想定する。そして唐・司馬貞『史記索隱』（713～741 頃）の序文に、「宋外兵參軍裴駰。又取経伝訓釈。作集解。

合為八十卷」とあることから、①『史記』130巻本は白文（正文のみの無注本）で、②『史記』80巻本は本文に集解を加えた附注本と推測する。また後述の敦煌出土の『史記』写本は、この『史記索隱』80巻本の流れを汲むテキストと考える。そしてこの傍証として、日本の石山寺旧蔵の『史記集解』に「張丞相列伝第九十六、酈生陸賈列伝第九十七」と記した連続した1巻があり、また猿投本『史記集解』に「管蔡世家第五、陳杞世家第六」と連続した表記があることを指摘する。したがって日本の写本は、『史記』が1巻ごとに書写されたのではなく、短い篇は二つの世家や列伝を合わせて1巻にしたと推定する。このように考えれば、『史記』130巻のテキストは、集解を付記しても80巻の分量になりうるのである。

そこで、その論拠の一つである敦煌出土の『史記』写本を概観しておこう。尾崎康「史籍」（『講座敦煌5 敦煌漢文文献』、大東出版社、1992年）では、つぎのように説明されている。

まず『史記』に関する写本（P 2627、パリ国立図書館）は、『史記』裴駰集解本で、初唐の写本と推定されている。その内容は、異なる世家・列伝をつなぎ合わせて用紙にし、その裏に『金剛経』注釈本を書写したものである。したがって形式からいえば、『史記』写本のほうが紙背文書となる。その内訳は以下の通りである。

卷 35 管蔡世家（存後半 134 行）

卷 61 伯夷列伝（欠首、存 44 行）

卷 34 燕召公世家（存断簡 27 行）

これに対して『漢書』は、『隋書』経籍志の種類を反映してか4種類の形式がある。

①『漢書』無注本 →唐写本 : 卷 31（陳勝）項籍伝 23 行。（P 5009）

②『漢書』欠名者注本→唐写本 : 卷 23 刑法志 (P 3669, P 3557)

→初唐写本: 卷 78 蕭望之伝 (S 2053, 大英図書館)

→唐写本 : 卷 81 張禹伝など

③『漢書』顔師固注本→唐写本 : 卷 78 蕭望之伝 (P 2485)

→唐写本 : 卷 99 下, 王莽伝 (P 2513)

- ④『漢書』欠名者注, 略出本→唐写本: 卷 39 蕭何伝など, 卷 40 張良伝
(P 2973)

ここで唐写本と推定されている『漢書』は, すでに無注本のほか, 定評のある附注本, 略出本などの形式が確認できる。しかも注目されるのは, 『漢書』刑法志の写本は, 唐の籍帳が廃棄された後に, その紙背に書写されたものといわれることで, これは『史記』の場合と反対である。とすればこのとき敦煌では, 『史記』よりも仏典の書写が重視され, また『漢書』は古い籍帳を廃して写す価値があると認められたのであろう。

またこの『史記』写本は, 前掲『史記会注考証校補』巻 4 に「敦煌秘籍留眞新編」の写真が再録されており, その表記方法の一端がうかがえる。そこでは燕召公世家を例にすれば, 「廿」「卅」の数字や, 「=」の重複記号は, 簡牘・帛書と通じるものがある。しかし「某公立」のあとに, 空白をあけて次行の上から書くことなどは, 簡牘・帛書や『三国志』残巻で連続して書写する形式とは相違する。しかもその注記は集解のみであり, 『史記』の本文に集解が組み込まれた附注本となっている。

したがって唐代初期では, 敦煌の地に『史記』『漢書』の写本が一部であれ伝えられ, 『史記』の場合には本文だけの無注本よりは, 裴駰の『史記』集解の附注本のほうが重宝されたものであろうか。これが, 日本に伝来する前の『史記』の状況である。

4 日中関係と漢籍伝来

漢代から南朝宋まで

中国に倭の情報が入る時代から, 魏晋南北朝にかけての東アジア情勢は, 大庭脩『親魏倭王』(学生社, 1971 年), 西嶋定生『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会, 1985 年), 同『邪馬台国と倭国』(吉川弘文館, 1994 年), 堀敏一『中国と古代東アジア世界』(岩波書店, 1993 年)などのほか, 多くの日本史研究が

ある。ここでは、漢文の知識と漢籍の伝来にかかわる問題を整理してみよう。

まず最初の日中交流は、『後漢書』光武帝紀、中元2年(後57)春正月条に「東夷倭国国王遣使奉献」とあり、同書の安帝紀、永初元年(107)条に「冬十月。倭国遣使奉献」という記事である。この事情は、また南朝時に編纂された『後漢書』東夷伝第75、倭人条にも記されている。

建武中元二年。倭国奉貢朝賀。使人自称大夫。倭国之極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年。倭国王帥升等献生口百六十人。願請見。桓・靈間。倭国大乱。更相攻伐。歴年無主。有一女子名曰卑弥呼……。

ここには倭の使者が、後漢王朝の首都・洛陽に行き、皇帝から印綬をもらったことを記しており、江戸時代に福岡県志賀島から出土した「漢委奴国王」の金印は、このときのものともみなされている。この金印には多くの論争があるが、少なくとも1辺2.3センチの方印は漢代1寸にあたり、文字を陰刻しているのは、簡牘の文書の結び目を粘土で丸め、そこに印を押して封泥とする制度にかなうことが指摘されている。

またこの記事に関連して注目されるのは、後漢の洛陽城の市場で書籍が売られていたという記述である。それは『後漢書』王充伝第39に、王充(27~100頃の人)が洛陽の太学で学び、班彪に師事する頃に、売り物の書籍で勉強したエピソードが記されている。

好博覧而不守章句。家貧無書。常游洛陽市肆。閱所売書。一見輒能誦憶。遂博通衆流百家之言。

そこでもし倭の使者が、洛陽城にやって来たとするれば、市場や官府街の賑わいを見聞したはずであり、その中で当時の書籍を見ることもありうると想像されよう。したがって倭の使者は、判別できたかどうかはともかく、漢字や書籍を見聞できる状況にあったことになる。これはまだ簡牘・帛書が中心の時代である。

つぎに有名なのは、『三国志』巻30魏書、東夷伝、倭人条の記載である。日本では、これを「魏志倭人伝」と略称して、邪馬台国に関する論争がある。大庭脩氏は、倭人伝の最初の8割が伝聞であるのに対して、「景初三年(239)六

月」以降の記事は、魏の朝廷の記録にもとづく部分と考える。そして倭は、漢の制詔の形式をもつ任命の文書をもらったと理解し、その称号や内容を考察している。

倭人在帯方東南大海之中。依山島為国邑。……〔伝聞〕

- 景初二〔三〕年六月。倭女王遣大夫難升米等詣郡。求詣天子朝献。太守劉夏遣吏将送詣京都。其年十二月。詔書報倭女王曰。「…… 親魏倭王の称号、金印紫綬、……錦などを賜う。又特に錦などに加えて、白絹五十匹、金八両、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各五十斤を賜う。……」
- 正始元年（240）。太守が印綬などを倭国に渡し、倭王因使上表答謝恩詔。其四年。倭王復遣使……。其六年。詔賜……。
- 其八年(247)。……倭女王卑弥呼與狗奴国男王卑弥弓呼素不和。遣倭載斯・鳥越等詣郡説相攻撃状。遣塞曹掾史張政等因齋詔書・黄幢・拜假難升米為檄告諭之。

このほか、いくつかの点が確認できよう。それは倭の使者がもらった好物に、錦類と白絹・金八両・五尺刀二口・銅鏡百枚などの物品を記すが、そこに書籍をふくまないことである。ここから書籍に関心が薄いとわかるが、これは必ずしも漢文の知識度を示すものではなからう。というのは、倭の使者はおそらく漢文で上表し、また漢文の詔書を受け、さらに正始8年には漢文の檄げきによる伝達を受けているからである。これは少なくとも、使者あるいは一部の人々が、漢文を理解し文章を作成したと考えざるをえない。

また同じような状況は、『宋書』巻97 夷蛮伝、東夷倭国（五王の時代、武）条にもうかがえる。

順帝昇明二年(478)遣使上表曰。封国偏遠。作藩于外。自昔祖禰。躬環甲冑。跋涉山川。不遑寧処。東征毛人五十五国。西服衆夷六十六国。渡海河北九十五国。王道融泰。廊土遐畿。累葉朝宗。不愆于歲。……

この記述は、倭の五王をめぐる論争されているが、この上表の文章は「作藩于外」が中国の詔を受ける語であるほか、『左伝』襄公28年条の「跋涉山川」と、『史記』楚世家の文章に類似している。楚世家では、楚が周王室に貢献して

いることを述べた部分に、「昔我先王熊繹辟在荆山。葦露藍蕪。以処草莽。跋涉山林。以事天子。……」という表現がある。ここでは楚と倭が僻遠の地にあることと、「跋涉山川」「跋涉山林」の表現に共通点がある。そこでもし倭の上表文が、『左伝』『史記』楚世家などの古典を意識したとすれば、そこには史書の影響があることになるだろう。

これに関連して5世紀では、日本で出土した鉄刀の銘文が東アジア情勢とのかかわりで論じられ、たとえば稻荷山鉄刀の年代を南朝宋の明帝の泰始7年(471)とする説を支持する宮崎市定『謎の七支刀』(中央公論社、1983年)など多くの議論がある。これも、当時の漢文とのかかわりを示す事例となっている。

隋と飛鳥時代

日本で最初に漢籍が伝わったのは、『古事記』の応神天皇のとき、百済から和邇吉師が来て『論語』『千字文』を貢進したという話がよく知られている。また『日本書紀』応神天皇条には、百済から来た王仁が典籍を教えているが、『論語』などの書名はみえていない。しかしこの年代は不明で、飛鳥時代になると漢籍の伝来はやや明確となる。

飛鳥時代における中国への派遣は遣隋使であるが、大庭脩氏は前掲『漢籍輸入の文化史』で、『善隣国宝記』引く「経籍後伝記」に聖徳太子が書籍を購入させたという伝えを注目している。

小治田の朝、推古天皇の十二年の正月朔日から始めて暦日を用いたが、この時「国家の書籍いまだ多からず。ここに小野臣因高を隋国に遣わし、書籍を買ひ求め、兼ねて隋の天子に聘す。其の書に曰く、日出づる処の天皇、日没する処の天子に教書す、と」云々

また聖徳太子については、「十七条憲法」の文章・語句の出典から、伝来した漢籍を推定する研究がある。たとえば小島憲之『上代日本文学与中国文学—出典論を中心とする比較文学的考察』上(塙書房、1962年)、井上順理『本邦中世までにおける孟子受容史の研究』(風間書房、1972年)上篇：第一章「漢籍の渡

来とその受容」などである。このうち井上順理氏は、つぎのように整理されている。

すなわち「十七条憲法」の文章・語句は、必ずしも全部原典から直接引用されていない。そのため出典については、書籍からの語句と、注釈などによって知られる語句などを区別して考える必要があるという。そこで一に「伝来が推定される書籍」は、『論語』『礼記』『千字文』『文選』『詩経』などであり、二に「伝来がほぼ間違いない書籍」は、『管子』『韓詩外伝』『三略記』『顔氏家訓』『五行大義』『墨子』『韓非子』などである。そして『史記』『漢書』『後漢書』は、三の「おそらく伝来されていたであろう書籍」の中に『春秋左氏伝』『孝経』『尚書』『莊子』などとともに入れている。そして四の「伝来していたかも知れない書籍」には、『国語』『易』『説苑』『漢官儀』『老子』などをあげている。

このように飛鳥時代までには漢籍が輸入され、『史記』は経書や諸子などの書籍ほど伝来が確かではないが、おそらく伝来した書籍とみなされていることがわかる。これに関連して注目されるのは、これらの漢籍が中国と朝鮮半島から伝来したという伝えである。そこで少しさかのぼって朝鮮半島の情勢をみておこう。

韓国の諸海星「《史記》在韓国的訳介与研究」（『漢学研究』中国和平出版社、1996年）によると、『史記』の伝来は高句麗朝に始まるという。それは『三国史記』高句麗本紀の370年条に「太学」の制度を整えていることから、教科書として五経のほか三史（『史記』『漢書』『東觀漢記』）が必要であり、これは中国の東晋時代にあたる。また『旧唐書』巻199東夷列伝上、高麗条には、その習俗に『史記』をふくむ漢籍の読書を伝えている。

俗愛書籍。至於衡門廡養之家。各於街衢造大屋。謂之局堂。子弟未婚之前。晝夜於此讀書習射。其書有五経・史記・漢書・范曄後漢書・三国志・孫盛晋春秋・玉篇・字統・字林。又有文選。尤愛重之。

これらは高句麗が滅ぶ668年以前の状況である。ここには、経書と『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』などの史書の伝来を伝えている。このほかの例として『宋書』夷蛮伝、東夷百済国条に、元嘉27年（450）に使者が太祖に上表

して、『易林』『式占』と腰笥を与えられたことがある。このような情勢からみれば、たしかに百済・高句麗には倭よりも早く漢籍が伝えられ、高句麗朝では読書の習慣があったようである。とすれば日本への漢籍伝来は、一方でこのような朝鮮半島の影響を受けているとみなすことができよう。

5 遣唐使と日本の学制

遣隋使・遣唐使と漢籍

倭国は、隋王朝に対して600年に第1回の遣隋使を派遣し、614年までに4回の使者を派遣している。しかし618年に隋王朝が滅亡すると、唐王朝は中国を中心とする周辺諸国との関係を再編した。その中で日本は、唐の太宗の貞観4年(630)に第1回遣唐使を派遣して外交と文化交流を行っている。以後、奈良時代をへて平安時代の894年に遣唐使の廃止が決定されるまで、この時期には中国・朝鮮からの文化移入と漢籍の伝来があった。この遣唐使をめぐる国際情勢は、森克己『遣唐使』(至文堂、1966年)、佐藤武敏『長安 古代中国と日本』(朋友書店、1974年)、西嶋定生『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会、1985年)の概説や、増村宏『遣唐使の研究』(同朋舎出版、1988年)など多くの研究があり、漢籍伝来については大庭脩「日本における中国典籍の伝播と影響」(『日中文化交流史叢書9典籍』大修館書店、1996年)が、鎌倉・室町期までの動向を説明している。

これらによれば遣唐使の歴史は、大きく3期に区分されている。I初期は第1～6回で、II中期は第7～13回、III後期は第14～18回の廃止までである。

初期は、遣隋使のあとを承けて唐文化の移入をする時代である。たとえば第1回の遣唐使は、唐から帰国した薬師の恵日(えにち)が、大唐国は法式が備わっているため常に交通すべきという奏言にもとづくといわれる。その後、倭は百済と連合して、663年に朝鮮半島の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に破れるが、第5回(665)には唐の使者を送り、第6回(669)には親唐外交の遣唐使を派遣している。飛鳥浄御原律令(天武天皇681年に編纂開始～持統天皇689年に施行)

が作成され、文武天皇・大宝元年（701）の大宝律令で学制が整備されるのは、このような歴史背景をうけている。

中期は、則天皇后と唐の玄宗・肅宗の時代にあたり、著名な人物たちが両国を往来し、唐文化の移入によって日本文化の基礎ができたといわれる。たとえば第7回（702）では、粟田真人が唐執節使となったが、『旧唐書』巻199上、東夷伝日本国条では、かれが経史に通じ文章が巧みであると伝えている。

長安三年（703）。其大臣朝臣真人来貢方物。……真人好読経史。解属文。
……

奈良時代になると、第8回（717）の遣唐使船で阿倍仲麻呂と一緒に出発し、翌年に帰国した吉備真備が、多くの文物・書籍を将来したという伝えがある。『旧唐書』東夷伝日本国条では、開元年間の使者で賜物を文籍に代えた人物がおり、真備という推測もある。

開元（713～41）初。又遣使来朝。因請儒士授経。詔四門助教趙玄默就鴻臚寺教之。……所得錫賚。盡市文籍。泛海而還。……

帰国後の吉備真備は、『続日本紀』天平7年4月条に「唐礼130巻、大衍曆経1巻……測影鉄尺1尺、銅管律1部……」などを将来し、また別に経史や諸芸に通じて、『礼記』と『漢書』を講じたという。さらに「日本国見在書目録」の『東観漢記』143巻の注では、吉備真備が持ち帰った書物があると記している。

右隋書経籍志所載数也。而件漢記吉備大臣所将来也。其目録注云。此書凡二本。一本百廿七卷。與集賢院見在書合。一本百卅一卷。與見書不合。……

第10回（752）の遣唐使は、大使が藤原清河、副使の一人が吉備真備で、帰国の第二船では鑑真が来日した。したがって、この時期は渡航の困難にもかかわらず、唐文化の移入が盛んで、『古事記』『風土記』『日本書紀』などの史書も編纂されている。

後期は、なお唐との関係がつづいていたが、794年に平安遷都したあとは、遣唐使の渡航が困難なことで、しだいに民間船の往来があり、やがて国家としての派遣は廃止された。この時期には、第16回（804）の遣唐使で徳宗期に入唐した空海・最澄や、第17回（838）で入唐した円仁（『入唐求法巡礼行記』）・円

載などの僧侶がいる。このとき以降から『史記』は、天皇が講読し、貴族社会でも読まれるようになっていく。

大学と国学

遣唐使の目的は、唐からの文化を移入し、日本の国家制度に生かすことがあげられ、その一つに大学・国学の設置と官僚・官吏の養成がある。この制度は、桃裕行『上代学制の研究』（目黒書店、1947年）で早くから注目され、『史記』との関連では、滝川亀太郎『史記会注考証』史記総論（史記流伝、史記鈔本刊本）、池田四郎次郎「我邦に於ける史記の価値」（二松大学雑誌『二松』2、1932年）、池田英雄「著作より見たる本邦先哲の史記研究」（1984年）などで概略を記している。そのとき大学では、テキストとなる書籍の選定・書写が行われ、その教育過程で「三史」に代表される歴史書が普及したが、ここでは学制とテキストとのかかわりを確認しておこう。

日本では、孝徳天皇・大化2年（646）に大学寮が設けられ、天智天皇・即位元年（662）に大学の頭が置かれた。その後、文武天皇（701）の大宝律令の制定で、大学・国学の制度を整えている。また孝謙天皇・天平勝宝9年（757）の養老律令では、役人として頭・助・允・属、史生、仕丁、直丁があり、教官には博士1人、助博士・音博士・算博士・書博士各2人で、学生は400人、算生30人、書学生となっていた。そして『令義解』巻3の学令によると、経書は周易・尚書・周礼・儀礼・礼記・毛詩・春秋左氏伝で、孝経・論語をあわせて習うと規定するが、これは大唐の制度にならったといわれる。ここから当時の教科書は、経書を主体とした暗唱と学習が行われ、孝経、論語は共通（必修科目）で、周易、尚書、周礼、儀礼、礼記、毛詩、春秋左氏伝は（選択必修科目）、文選、爾雅は（自由選択科目）にあたると指摘されている。

ところが『続日本紀』孝謙天皇・天平勝宝元年（757）11月条では、諸国の博士・医師の教育を徹底するためにテキストを周知させ、その中で紀伝の学生には「三史」を学ぶことを命じている。

勅曰。如聞。頃年諸国博士・医師。多非其才。託請得選。非唯損政。亦无

益民。自今已後。不得更然。其須講經生者。三經。伝生者。三史。医生者。大素・甲乙・脈經・本草。針生者。素問・針經・明堂・脈決。天文生者。天官書・漢晋天文志・三色簿讀・韓楊要集。陰陽生者。周易・新撰陰陽書・黄帝金匱・五行大義。曆算生者。漢晋律曆志・大衍曆議・九章・六章・周髀・定天論。

ここでは、伝生が学ぶ三史に『史記』がふくまれるほか、天文生のテキストに天官書（史記）と『漢書』天文志や、曆算生のテキストに『漢書』律曆志が挙げられている。したがって『史記』は、奈良朝末までに大学・国学のテキストとなっている。

「三史」のテキスト

奈良時代には『史記』が大学・国学のテキストとなっていたが、実際にはどのようにして配布されるのであろうか。これを知る手がかりが、『続日本紀』称徳天皇・神護景雲三年（769）10月条にみえる。

太宰府言。此府人物殷繁。天下之一都会也。子弟之徒。学者稍衆。而府庫但蓄五經。未有三史正本。涉獵之人。其道不廣。伏乞。列代諸史。各一本給。伝習管内。以興学業。詔賜。史記・漢書・後漢書・三国志・晋書。各一部。

ここでは遣唐使のII中期末の769年に、唐との往来の激しい太宰府では、五經は備わっているが、なお三史の正本が無いため、歴代の史書とあわせて写本を要求している。その結果、詔によって『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』『晋書』を賜うている。ここから『史記』をはじめとする三史は、中央の大学は保有していたが、太宰府のような地方都市でさえ保有が不十分であり、中央に申請してようやく入手できたことになる。このようにして、おそらく畿内を中心として西日本に『史記』の写本が広がってゆくのであろう。

その後、『続日本後記』仁明天皇・承和九年（842）9月条では、さらに東日本まで三史の写本が拡がった状況がうかがえる。

勅礼相模・武蔵・常陸・上野・下野・陸奥等国写進三史。

したがって『史記』は、日本の大学・国学の制度を整える過程において、経書のほか、三史として他の史書と一緒に書写されたことがわかる。それではテキストとなる『史記』は、どのような写本であろうか。

6 『史記』の古鈔本

「日本国見在書目録」と『史記』

奈良・平安時代を経て、日本に伝来した漢籍を知るには、藤原佐世が編纂した「日本国見在書目録」（元慶8年、884～寛平年間 889-897）があり、これまでの研究は矢島玄亮『日本国見在書目録—集証と研究』（汲古書院、1984年）に一覧されている。この目録は、冷泉院に集められた図書の続修といわれるが、その形式は『隋書』経籍志の分類に従い、当時の日本に存在した漢籍がうかがえる。そのうち正史家の『史記』『漢書』以下の史書は、つぎのように見える。

まず『史記』は、「史記80巻」で南朝宋の裴駰集解本がある。したがって当時のテキストとしては、1に本文だけの無注本と、2に裴駰集解本が想定されるが、すでに集解本が主体であったようである。『史記』の注釈には、梁・鄒誕生の「史記音3巻」と、唐・劉伯莊の「史記音義20巻」、晋・譙周の「古史考25巻」と、唐・司馬貞の「史記索隱30巻」がある。だからこの時点では、『史記』集解本と索隱単注本や、音義などの注釈はあるが、唐・張守節の『史記』正義は伝わっていない。このほか『史記』を論評した強蒙の「史記新論5巻」や「太史公史記問1巻」の名がみえる。

つぎに『漢書』のテキストは、「漢書115巻」の応劭集解と、唐・顔師固注の「漢書120巻」が伝わっている。また音義などには、「漢書音義3巻」、蕭該の「漢書音義12巻」、「漢書音12巻」、「漢書訓纂30巻」がある。したがって『史記』『漢書』の伝本は、基本的な注釈を付けたテキストと、音義などの書籍が求められたことがわかる。また中国では『隋書』経籍志、『旧唐書』経籍志ともに『漢書』の諸本の方が多いのに対応して、日本でも『漢書』の諸本がやや多い。『漢書』以下の史書では、「東觀漢記143巻」、范曄「後漢書92巻」、范曄本で

劉昭注の「後漢書 130 卷」,「范漢音訓 3 卷」,「范漢音 3 卷」と,陳寿撰で裴松之注「三国志 65 卷」,「晋書 130 卷」,「晋書 76 卷」,「晋書評 1 卷」,「宋書 100 卷」,「齊書 50 卷」,「齊書 20 卷」,「後魏書 100 卷」,「隋書 85 卷」,「陳書 36 卷」,「周書 50 卷」が記されている。これによれば日本では、『史記』『漢書』『後漢書』(『東觀漢記』)の三史はテキストのほかに音訓などの注釈を集め、『三国志』以降の史書はテキストを中心としたようである。これらは目録によって知られる諸本の形態であるが,その一部は日本に残された古鈔本によって具体的な特徴が推測できる。

『史記』古鈔本

まず書写年代の明らかな『史記』古鈔本には,平安末期の写本 3 種がある。1 は呂后本紀第九(毛利家蔵)で,2 は孝文本紀第十(東北大学図書館蔵),3 は孝景本紀第十一(大東急記念文庫蔵)である。

このうち呂后本紀の巻末には,つぎのような識語がある。

延五正廿四辰書了。 同年同月廿九日點合了。

延五四一受訓了。 學生大江家國

康和三年正月廿七日以秘本見合了。家行之本也。

同年同月廿九日讀了。

建久七年十二月十八日黄昏讀移了。 拾遺〔花押〕

これは那波利貞「旧鈔本孝景本紀第十一解説(上・下)」(『支那学』8-3, 4, 1936年)によると,延久5年(1073)正月に学生の大江家國が書写したもので,孝文本紀と孝景本紀にも同年に大江家國の名があり,一連の写本とみなされている。またそれらは,同じく大江家行の本となり,呂后本紀は康和3年(1101)正月27日に秘本と照合して読み合わせ,孝文本紀は同年2月3日,孝景本紀は2月20日に照合を終えている。さらに建久7年(1196)12月には,18日の黄昏に呂后本紀を読了し,19日の黄昏に孝文本紀を読了,19日の燈下に孝景本紀を読了したという識語と,大江時通の花押がある。したがってこの『史記』古鈔本は,大江家に伝わる一連の写本であり,大江家の読法を残している。

呂后本紀の古鈔本をみると、本文には割注があり、それは集解本である。また句読にあたる「・」と訓点がほどこされている。本文の上下や行間には注が書き込まれ、一部は索隠注である。ほかにも「諱雉」の傍注として「字曰野鷄」や、「諱盈」に「字曰滿」という傍注があり、これらは音義を追加したものである。したがって古鈔本では、『史記』集解本に、索隠注や諸注を書き込んだことになる。

このように『史記』呂后・孝文・孝景本紀の古鈔本は、その本文とともに訓点・注記が貴重な資料であり、その研究が進められている。

このほか古鈔本には、『史記』河渠書第二十九残卷（国宝、神田文庫蔵）、張丞相列伝第九十六残卷（石山寺蔵）、酈生陸賈列伝第九十七残卷（石山寺蔵）、殷本紀残卷（高山寺旧蔵本、京都博物館蔵）、夏本紀・秦本紀残卷（高山寺旧蔵本、東洋文庫蔵）、秦本紀零簡（斯道文庫蔵）、周本紀第四（高山寺蔵）、孝景本紀第十一（山岸徳平氏蔵、大治 1126～1131）などがある。

その一例として『史記』河渠書残卷の形態をみておこう。この古鈔本は、巻末捺印の「藤」の字の朱印と押字から藤原忠平（880～949）の手澤本といわれ、もしそうであれば最も古い形態を示すことになる。白文の本文には割注があり、それは韋昭・如淳・徐広などの注を引く裴駰集解本である。句読点や訓点はない。本文は、漢簡と同じく「故＝道＝」などの繰り返し記号を用い、数字は「廿」「卅」の字を使っている。また「萬」「万」字は両方使われ、他の字も異体字がみられる。したがって書写年月は不明であるが、平安時代に卷子本を書写した『史記』河渠書は、「日本国見在書目録」と同じく『史記』集解本で、句読点や訓点をほどこさない形態となっている。

以上の古鈔本は、宋版より以前の『史記』写本の形態をうかがう貴重な資料である。

7 日本史書の編纂

『日本書紀』の出典

『史記』をはじめとする中国の史書は、大学・国学におけるテキストとして、官僚・官吏の養成に必要であったが、もう一つの目的は日本の歴史書を編纂する手本として利用されたことが想定される。日本の歴史書編纂は、坂本太郎『日本古代史の基礎的研究 文献篇』（1964年）や、同『日本の修史と史学』（至文堂、1966年）、同『六国史』（吉川弘文館、1970年）をはじめ多くの研究がある。また日中の比較は、山田統「中国と日本における歴史意識の成立」（『古代史講座1 古代史学序説』学生社、1961年）に概説がある。

これらによると、推古天皇28年（620）に聖徳太子が「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并に公民等本記」を録したという伝えがあり、のちに『古事記』『日本書紀』などが編纂された。『古事記』は、天武天皇10年（681）に帝記・旧辞の整理から始まり、のち太安麻呂によって和銅5年（712）に完成した。また『風土記』は、ほぼ同じく713年に編纂された地方の伝説・歴史である。『日本書紀』は、養老4年（720）に舍人親王が勅を奉じて撰進したもので、30巻、帝王系図1巻であったという。

そのとき『日本書紀』の形式は、編年体の歴史書であり、『漢書』以降の断代史とは異なっている。また『史記』は、伝説の帝王から漢武帝期までの通史であるが、本紀・世家・列伝を並列する紀伝体である。したがって『日本書紀』は、『史記』の形態とは異なるが、見方を変えれば本紀だけを編纂した史書ともいえる。

ところで問題となるのは、これらの日本歴史書が『史記』とどのように関係するかということである。これについては小島憲之『上代日本文学と中国文学』上（塙書房、1962年）が、第一篇「漢籍の伝来」で時代背景を論じ、第三篇「日本書紀の述作」で詳しく出典を考証している。その要点は、以下の通りである。

小島氏は、『日本書紀』の出典のうち『史記』『漢書』の比較をしている。それによると全体として、『漢書』と対応する表現・構文が多く、『史記』独自の

記載は少ないという。また『史記』にみえる短句は、他の出典からも想定できる場合がある。したがって『日本書紀』では、『史記』よりも『漢書』を多く参照したと結論されている。

たとえば『史記』高祖本紀にかかわる以下の部分がある。

封重宝府庫。収函籍文書。 (日本書紀・神功撰政前紀)

封秦重宝財物府庫……。盡収秦丞相府函籍文書。 (漢書・高帝紀)

封秦重宝財物府庫。 (史記・高祖本紀)

……収丞相御史律令圖書藏之。 (史記・蕭相国世家)

これによると、同じく秦末の故事を題材としながら、構文は『史記』より『漢書』の方に近い。また『日本書紀』雄略紀9年の記事では、項羽の敗北を題材としながら、その構文は『漢書』に近い。

行屠傍郡。新羅王夜聞官軍四面鼓声。知盡得喙地。與数百騎乱走。

(書紀・雄略紀)

行屠城父。羽夜聞漢軍四面皆楚歌。知盡得楚地。羽與数百騎走。

(漢書・高帝紀)

武王行屠城父。……項羽夜卒聞漢軍楚歌。以為漢盡得楚地。項羽乃敗而走。

(史記・高祖本紀)

これは一例であるが、中国で歴史書の手本として『漢書』が重んじられたように、日本においても表現・構文などは、『漢書』のほうを参考にしたという傾向がうかがえる。その後、『続日本紀』以降の史書でも、『史記』を直接的に引用している構文は少ないといわれる。

しかし注意すべきことは、『史記』の直接的な引用が少ないとしても、日本の史書編纂者は『史記』『漢書』によって中国古代の故事を知っていたということである。そこで『日本書紀』では、日本の事件として記述しているが、漢籍の形容をそのまま残している場合も想定できよう。

『芸文類聚』にみえる『史記』

ところで小島憲之氏は、『日本書紀』に『史記』の出典が少ないと指摘してい

たが、さらに出典となる構文は類書の記事が多いことを明らかにした。その代表は『芸文類聚』である。

『芸文類聚』100巻は、唐高祖の武徳7年(624)、歐陽詢等に詔して撰述させたもので、「日本国見在書目録」雑家にも「芸文類聚百」と記されている。その内容は、天・歳時・地・州・山・水から災異までの各部門に、古来の事実を分類列举し、それに関連する詩文が配列されている。小島氏は、日本の歴史書や漢籍の出典として、このような類書による第二次的な引用が多いことを注目している。

そこで『芸文類聚』をみると、一例として戦国・秦漢時代の「鷄鳴狗盗」「四面楚歌」など、『史記』の著名なエピソードが含まれている。

- 1 史記曰。秦昭王囚孟嘗君。孟嘗君變姓名。夜半至函谷関。関法鷄鳴出客。孟嘗君恐迫至。客居下座者。能爲鷄鳴。於是羣鷄皆鳴。遂出関。(関)
- 2 史記曰。……又曰。張儀嘗從楚相飲。已而楚相亡璧。門下意儀盜璧。共執儀。掠笞數百不服。積之。其妻曰。子無誑書遊説。安得此辱乎。張儀口曰。視吾舌尚在否。妻曰。在也。儀曰足矣。(舌)
- 3 史記曰。廉頗肉袒負荊因賓客。至藺相如門謝。(荊)
- 4 史記。陳涉嘗與人傭耕。輟耕於壟上。悵悵久之。曰。苟富貴。無相忘。傭者笑而応之曰。若爲傭耕。何富貴乎。涉太息曰。嗟乎。燕雀焉知鴻鵠之志哉。(言志)
- 5 史記曰。秦始皇遊於会稽。渡浙江。項梁與籍俱觀。籍曰。彼可取而代也。梁掩其口曰。無妄言。誅族矣。(口)
- 6 史記曰。……又曰。項王軍壁垓下。夜聞漢軍四面楚歌。乃大驚曰。漢皆已得楚乎。夜飲帳中。(帳)

『史記』には、多くの先行材料を利用した形跡があり、それと類似する『書経』『春秋左氏伝』『戦国策』『韓非子』『呂氏春秋』『説苑』や諸子などによって、著名なエピソードを間接的に知ることはできる。しかし日本では、さらに『芸文類聚』のような類書によっても『史記』の説話を知ることができたのである。

8 『史記』の講読と普及

天皇の読書と賦詩

奈良時代では、大学・国学で『史記』など三史がテキストとなり、博士・学生が学習する一方で、平安時代になると天皇や貴族が『史記』を読む例がふえている。

その早い例は『類聚国史』にみえる。この資料は、宇多天皇に信任された菅原道真（845～903）が、醍醐天皇のとき右大臣となり、日本書紀からの五国史を部類別に編纂したものである。その「天皇読書」の項に、嵯峨天皇・弘仁7年（816）6月に、皇帝が『史記』を勇山連文継から受けたといい、このほか仁明天皇が『後漢書』を読んだと伝える。これに対応するように、弘仁5年（814）に編纂された『凌雲集』に、「史記竟宴。賦得太史公自序傳」という一首がある。また弘仁9年（818）頃の『文華秀麗集』巻中、詠史にも『史記』を詠んだ漢詩があり、その関心をうかがわせる。

史記講竟。賦得張子房。一首。 御製（嵯峨天皇）

賦得季札。一首。 良安世

賦得漢高祖。一首。 仲雄王

賦得司馬遷。一首。 菅原清公

『三代実録』では、清和天皇が即位したとき藤原良房が摂関となり、貞観17年（875）4月28日に天皇が『史記』を読んでいる。

是日。帝始読史記。參儀從三位行左衛門督兼近江權守大江朝臣音人侍読。

……

この頃の講読は、そのあとに竟宴があり、賦詩が作られることからわかるように、その目的の一つが詩文を学ぶことにある。だから必ずしも年頭ではなく、また他書とともに『史記』の各篇が読まれている。それはのちに貴族や大学の文章生が、他の書物を講読して賦詩を作ることによって広がっており、菅原道真（845～903）の『菅家文草』にも「史記竟宴。詠史得司馬相如」と題する詩がある。

同じように『日本記略』には、醍醐天皇と朱雀天皇の例がある。

令文章博士三善清行。代同博士藤原朝臣菅根。講史記。

(醍醐・昌泰3年, 900, 6月13日条)

天皇始読史記於式部大輔藤原朝臣菅根。以少内記同博文。爲都講。

(醍醐・延喜6年, 906, 5月16日条)

伊豫権守橘公統講史記於北堂。 (醍醐・延長3年, 925, 5月8日条)

天子始読史記於左中弁藤原在衡。以式部丞三統元夏爲尚復。

(朱雀・天慶2年, 939, 11月14日条)

此日。文章博士紀在昌。始講史記。

(朱雀・天曆3年, 949, 10月16日条)

このように天皇をはじめ貴族たちが『史記』などを講読し、詩文の題材とすることは、その後もつづいている。

また『伏見宮御記録』923年7月条には、天皇の皇子(のち朱雀天皇)が誕生したとき、御湯殿始の入浴の儀式が初めてみえる。それは藤原元方・大江千古が伺候し、『千字文』『漢書』『古文孝経』『論語』『易』『尚書』『史記』『毛詩』『左伝』などを7日間にわたって読誦した。湯殿始の儀は、その後も950年5月に皇子(のち冷泉天皇)が誕生したとき、浴殿儒者として紀在昌が『孝経』、文章博士三統元夏が『古文孝経』、大学頭橘敏通が『史記』黄帝本紀、明経博士十市良佐が『礼記』『尚書』を読んでいる(『御産部類記』)。

このように平安時代では、博士が『史記』を講じ、また天皇が『史記』などを講読し、司馬遷や中国古代の人物を漢詩の題材としていた。これは『史記』の写本を普及させ、その内容を親しむことに貢献したであろう。

貴族社会と『史記』

これに関連して、貴族社会で漢籍と『史記』に関する記載がある。

藤原道長(966~1027)の『御堂関白記』には、寛弘3年(1006)に、宋商が『五臣注文選』『文集』をもたらしたと記す。また同5年(1008)9月には、第二皇子(のち後一条天皇)誕生の湯殿始の読書を記し、『史記』魯世家、『漢書』

文帝紀、『後漢書』明帝紀などをあげている。さらに同6年(1009)11月25日条の第三皇子(のち後朱雀天皇)の誕生には、裏書に『御注孝経』天子章、『礼記』文王世子篇の読書と、以下の日に『史記』をふくむ読誦の控えがある。

- ・廿六日……御湯如昨日。讀書東宮學〔士〕菅原宣義。後漢書章帝紀。夕廣業。史記五帝本紀黄帝篇。
- ・廿七日……讀書尚書堯典篇。夕宣義。漢書文帝紀。
- ・廿八日……讀書。朝廣業。後漢書明帝紀。夕爲忠。毛詩大明詩。
- ・廿九日……讀書宣義。漢書昭帝紀。夕廣業。千字文推位讓國篇。
- ・(十二月)一日……讀書宣義。漢書成帝紀。夕爲忠。論語大伯篇。
- ・二日……讀書廣業。史記五帝本紀帝堯篇。夕爲忠。左傳莊公卅一年傳。

これによると湯殿始の読書は、史書では『史記』五帝本紀、『漢書』文帝・昭帝・成帝紀、『後漢書』明帝紀など、徳にかかわる古の聖王や漢代の皇帝を選んでいるが、秦始皇帝や漢高祖・武帝の本紀は読まれていない。

寛弘7年(1010)8月29日条には、棚厨子二双を作り、傍を立て文書を置くとし、その内容に「三史・八代史・文選・文集・御覧」などの漢籍がみえる。また同8年(1011)11月28日には、宋の摺本(版本)の『注文選』『文集』を一条天皇に献上しており、これは版本輸入の早い例である。このとき中国における三史の開版は、北宋の淳化5年(994)に始まり、完成は至道(995~7)咸平(~1003)年間に及ぶといわれるから(尾崎康『正史宋元版の研究』序章第二節)、これまでの『史記』は書写された卷子本であり、これ以降に宋の版本が流入することになる。

寛仁2年(1018)2月16日には「此日。中將讀史記一卷了」とあり、息子の藤原長家が『史記』を読み、のちに賦詩を行っている。これらは貴族の家庭での漢籍と『史記』の普及を示すものである。

『源氏物語』と『史記』

紫式部(978頃~1014)の幼少時のエピソードも有名である。『紫式部日記』によると、式部の丞(惟規)が子供の頃に「書」を読んでいたとき、式部のほ

うがよく暗誦したので、父親が悔しがったという話で、この「書」を『史記』と解釈する説がある。

漢籍と日本文学との関係は、川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』上下(明治書院, 1959, 1961年)などで論じられ、『源氏物語』は『史記』をふくめた漢籍の影響があるといわれる。

川口氏は、『史記』呂后本紀の説話を素材とするものとして、いわゆる藤壺物語(賢木巻7条・須磨巻1条)と宇治物語(椎本巻1条)をあげ、また明石物語(須磨巻1条)は高祖本紀の呂后説話が投影されているとみなす。とくに賢木巻は、桐壺帝を高祖、弘徽殿太后を呂后、藤壺中宮を戚夫人に対応させているという。

かはりゆく世にこそあめれ、戚夫人の見けむめのやうにこそあらずとも、
かならず人笑へなることはありぬべき身にこそあめれなど、うとましようす
ぐしがたうおぼさる。

このほか『史記』の説話や、文句の投影とおもわれる箇所として、漣標巻(留侯世家)、須磨巻(秦始皇本紀の馬鹿の説話)、夕霧(田単列伝)、竹河(呉世家)、賢木(魯周公世家)などをあげるが、なお間接的な資料による可能性も指摘している。

また小守郁子「源氏物語における史記の影響」(1954年)では、①須磨に流されたときの暴風雨は、『史記』魯周公で周公が東征のときの暴風雨と関係し、②明石入道が夢によって源氏を迎える条は、『史記』殷本紀で荘公が夢によって賢人を見出す条と関係するという。

一条天皇の中宮定子に仕えた清少納言『枕草子』には、「ふみは、文集、文選、新賦、史記五帝本紀、願文、表、博士の申文」という記述があり、当時は『史記』の「五帝本紀」のように一部が講読されたようである。また『枕草子』には、「孟嘗君のにわとりは、函谷関を開きて、三千の客わづかに去れり、とあれども、これは逢坂の関なり」と故事を意識した歌のやりとりを記している。

このように貴族やその子弟は、早くから『史記』の故事をふくむ漢籍を学んでいたことがうかがえる。日本における『史記』の影響は日本漢学史の問題と

なっている。

藤原頼長の読書日記

貴族の読書を記す例では、とくに藤原頼長の日記『台記』（1136～1155）が有名である。頼長は、康治2年（1143）9月29日に、今年から1年間に読んだ書名を記録しようとし、これまで読んだ書名と年を記している。史書に関する書名は、以下のようにみえる。

史家、三百廿六卷

史記五十一卷、保延三年、本紀一至六、世家一至十七、列傳一至廿八。

漢書九十二卷、保延四年、本紀、霍光傳、馮奉世傳、叙傳下。受先師御説。

自余受夫子説。同三年十月三日始之。四年十二月二日終之。

同叙例一卷、保延四年。

後漢書百卷、抄、保延六年。

三国志帝紀十卷、抄、首付、永治元年。

晋書帝紀十卷、抄、首付、永治元年。 同載記卅卷、首付、永治元年。

南史帝紀十卷、抄、首付、永治元年。

北史帝紀十二卷、抄、首付、永治元年。

新唐書帝紀十卷、永治元年。

また頼長の読書記録を年齢順にみると、17歳で初めて『蒙求』を読み、18歳で『史記』51巻と燕太子3巻・論語10巻、19歳で『漢書』92巻と同叙例、20歳で古文孝経のほか西京雜記・荊楚歲時記などの諸書、21歳で尚書13巻（抄）や『後漢書』・漢武故事・御注孝経・註千字文・貞觀政要・李氏註文選・孔子家語・老子・莊子などへと進めている。ここでは『史記』が入門的な漢籍とみなされ、それ以降に経書・諸子と史書を学び、しだいに経書の比率が多くなっている。

このとき『史記』の読み方は、本紀は秦始皇本紀第6まで、世家は孔子世家第17まで、列伝は蒙恬列伝第28までで、これらは戦国・秦代までの部分にあたる。したがって頼長は、『史記』を漢代以前で読み終わり、陳渉・項羽・漢高

祖より以降は『漢書』に読みすすめている。これは先の天皇や貴族の読書とあわせて、当時は『史記』全巻を読むのではなく、それぞれの巻を必要に応じて講読・参照したのであり、卷子本の時代の特徴といえよう。

お わ り に

『史記』の日本伝来までの状況を見ると、東アジア諸国における中国との交渉と、漢籍輸入の歴史の中で、他の書籍とともに日本にもたらされた歴史背景がうかがえる。奈良・平安時代の『史記』の受容は、当初、遣唐使による国家間の交流などによって漢籍を入手し、それを大学・国学の教科書として官僚・官吏の養成や文化の向上をはかった。そして『史記』をふくむ三史は、しだいに太宰府や諸国に写本が伝わり、中央官庁や地方官衙に保有されている。しかし日本の歴史書編纂には、『史記』の構成が参照された可能性はあるが、直接的な構文は『漢書』を多く採用したといわれる。

一方、平安時代では、天皇や貴族が漢籍を講読するなかで、『史記』も読まれ、漢詩の題材として親しまれるようになっていく。それは『源氏物語』や『枕草子』などの文学にも影響を与えた。この情勢を反映するのが、日本に伝えられる『史記』古鈔本である。年代の明確な写本は、延久5年(1073)に学生の大江山国が書写した『史記』呂后本紀、孝文本紀、孝景本紀である。このほかにも正確な年代は不詳であるが、日本には宋版以前の卷子本の形態を残した『史記』古鈔本が多く残されている。

このようにみえてくると、平安時代までの『史記』の伝来は、基本的に紙写本のテキストであるため、受容する社会層が限定されていたことがわかる。これに対して鎌倉・室町時代は、日本に『史記』の版本が入り始め、さらに抄写による書き入れが加わる時代といえることができよう。この時期に最初の『史記』注釈があらわれ、『史記桃源抄』のようなすぐれた業績が残されている。そして江戸・明治時代に、和刻本『史記』が刊行されると、大いにテキストが普及して校訂・考証が進むようになった。したがって『史記』の受容は、紙写本、版

本、和刻本というテキストの普及段階に応じて転換期があると予測される。しかし日本の『史記』受容は、なお十分には解明されていない点があり、今後とも研究史の考察が必要である。

主要参考文献

- 1 滝川亀太郎『史記会注考証』史記総論（史記流伝、史記鈔本刊本）
- 2 池田四郎次郎著・池田英雄校訂増補『史記研究書目解題稿本』（明徳出版社、1978年）
- 3 池田四郎次郎・池田英雄『史記研究書目解題新編』私家版（長年堂、1981年）
- 4 池田四郎次郎『我邦に於ける史記の価値』（二松大学雑誌『二松』2、1932、のち『史記研究書目解題新編』に再録）
- 5 池田英雄「著作より見たる本邦先哲の史記研究—古今伝承1300年間の消長」（『大東文化大学創立六十周年記念中国学論集』所収、1984年）
- 6 池田英雄「日・中各時代に於ける《史記》受容のあり方を検証す」（『栗原圭介博士頌寿記念東洋学論集』所収、1995年）
- 7 池田英雄「最近五十年来《史記》研究の展開（1945—1995）—日・中の比較と、その長短」（無窮会『東洋文化』76、1996年）
- 8 覃啓勳『《史記》与日本文化』（武漢大学出版社、1989年）
- 9 張新科・龔樟華『史記研究史略』附録：日本《史記》研究概述（三秦出版社、1990年）
- 10 青木五郎、羌国華訳「《史記》在日本」（王勇主編『中日漢籍交流史論』所収、杭州大学出版社、1992年）
- 11 水田紀久・頼惟勤編『中国文化叢書9日本漢学』（大修館書店、1968年）
- 12 斯文会編『日本漢学年表』（大修館書店、1977年）
- 13 森克己『遣唐使』（至文堂、1966年）
- 14 森克己『日宋貿易の研究』（1948、のち『森克己著作選集』1、国書刊行会、1975年）
- 15 佐藤武敏『長安 古代中国と日本』（朋友書店、1974年）
- 16 西嶋定生『日本歴史の国際環境』（東京大学出版会、1985年）
- 17 増村宏『遣唐使の研究』（同朋舎出版、1988年）
- 18 大庭脩『漢籍輸入の文化史—聖徳太子から吉宗へ』（研文出版、1997年）
- 19 山田統「中国と日本における歴史意識の成立」（『古代史講座1 古代史学序説』学生社、1961年）
- 20 大庭脩「日本における中国典籍の伝播と影響」（『日中文化交流史叢書9 典籍』大修館書店、1996年）
- 21 桃裕行『上代学制の研究』（目黒書店、1947年）
- 22 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』上下（明治書院、1959、1961年）
- 23 小島憲之『上代日本文学与中国文学—出典論を中心とする比較文学的考察』上中下（塙書房、1962、64、65年）
- 24 坂本太郎『日本古代史の基礎的研究 文献篇』（1964年）

藤 田 勝 久

- 25 坂本太郎 『日本の修史と史学』(至文堂, 1966年)
- 26 坂本太郎 『六国史』(吉川弘文館, 1970年)
- 27 井上順理 『本邦中世までにおける孟子受容史の研究』(風間書房, 1972年)
- 28 矢島玄亮 『日本国見在書目録—集証と研究』(汲古書院, 1984年)